

第2次隠岐の島町行財政改革大綱

～ 自主・自立のまちづくりに向けて～



平成22年3月

隠岐の島町

～ 目 次 ～

第1章．策定の趣旨	...	1 P
第2章．策定の背景		
1．これまでの行革の取組み	...	2 P
2．行財政改革推進審議会の答申	...	2 P
第3章．基本方針		
1．改革の目的	...	4 P
2．改革の柱	...	4 P
3．改革の期間	...	5 P
4．推進体制	...	5 P
第4章．具体的な取り組み方針		
1．公共サービスの改革	...	P 7
(1) 公共サービスの質的改善と役割の見直し		
(2) 住民と行政との情報共有化と協働の推進		
(3) 民間力・地域力の活用及び活性化の推進		
(4) 外郭団体等の見直し		
(5) 広域行政等の連携強化及び実施事業の見直し		
2．行政運営の改革	...	P 9
(1) 職員の意識改革と能力向上		
(2) 行政組織の見直しと人事管理の適正化		
(3) 総人件費の抑制		
(4) 経営的視点に立った行政運営への転換		
(5) 地域経済の活性化に向けた積極的支援		
3．財政構造の改革	...	P10
(1) 計画的な財政運営の推進		
(2) 財源の確保		
(3) 公有財産の整理及び有効活用		
(4) 補助金の効果的活用と透明性の確保		
(5) 新公会計制度等の導入及び活用		

第1章 策定の趣旨

～自主・自立のまちづくりに向けて～

本町では、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年間に計画期間とした「隠岐の島町行財政改革大綱」、及び「隠岐の島町行財政改革実施計画」をそれぞれ策定し、危機的財政状況からの脱却を行財政改革の最優先事項に掲げ、行政組織のスリム化、人件費の抑制や事業の見直し、及び公共施設への指定管理者制度の導入等を推進してきました。

これらの取り組みにより、行財政運営の簡素・効率化や限られた財源の有効活用を図りつつ、町村合併時に策定した「隠岐の島町新町建設計画」に基づく施策の重点的推進、及び町債残高の縮減を実現するなど、大きな成果が得られたものと考えています。

しかしながら、本町の財政状況の厳しさは依然として続いており、真に持続可能な財政構造を確立するためには、今後も財政健全化に向けた取り組みを継続していくことが求められるところです。

こうした中、平成20年9月には、本町のまちづくりの指針として、「隠岐の島町総合振興計画」を策定しました。計画では、「まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち～みんなの手によるまちづくり～」というまちの将来像を実現するため、「島をリードする隠岐びとが育つまち」「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」「みんなで支えるやさしい福祉のまち」という3つの基本目標を定め、各分野で積極的に施策を展開していきます。

これらの諸施策を着実に実行していくとともに、本町が今後とも、住民に真に必要な行政サービスを提供し、活力ある町政を継続できる地方自治体として存続していくためには、今日まで取り組んできた量的削減を主体とした改革に加え、今後は自治体経営の視点に立った行政の質的改善に向けた取り組みがより重要になってくるものと考えます。

今回策定する大綱は、平成22年3月で計画期間が終了となる「隠岐の島町行財政改革大綱」の考え方を継承するだけでなく、新たな取り組みにより、時代に相応しい住民と行政との新しい関係を構築しながら、経営的視点に立った行政運営への転換を図るための指針として策定し、「自主・自立のまちづくり」の実現に向けて更なる取り組みを行います。

第2章 策定の背景

1. これまでの行革の取り組み

平成16年10月に隠岐島後地区の4町村（西郷町、布施村、五箇村、都万村）が合併し、新しい町「隠岐の島町」が誕生しました。

本町では、この町村合併を契機として、将来にわたり住民に必要な行政サービスを提供し続け、活力ある町政を継続できる財政基盤を確立するため、平成17年10月に「隠岐の島町行財政改革大綱」、平成18年2月にはその具体的な取り組み目標を掲げた「隠岐の島町行財政改革実施計画」をそれぞれ策定し、全庁一丸となって様々な行財政改革に鋭意取り組んできました。

その結果、行政組織のスリム化、人件費の抑制などにより、平成17年度から平成20年度までの4年間に概ね15億7千万円の財政的効果を挙げることができました。

平成20年度末における本町の行財政改革の取り組みは、36項目にわたる個別の実施計画のうち、全体の約80%が達成または順調に進んでいる状況にあります。

一方では、超過税率の適用や新規受益者負担金の創設等、住民に対して慎重な対応が必要とされる項目については取り組みが遅れている状況にあります。

2. 行財政改革推進審議会の答申

平成21年6月には、隠岐の島町行財政改革推進審議会に対し、平成22年度以降の「隠岐の島町が取り組むべき行財政改革のあり方」について、3つの視点から意見を求め、審議の結果として平成21年10月に答申書が提出されました。

答申では、現在行われている行政サービスの質的改善に加え、これまで行政が提供してきたサービスを改めて検証し、時代に相応しい行政サービスへ移行していくことが必要であるとの提言や、今後質の高い行政サービスを提供するために、経営的な視点に立った行政運営への転換が必要との意見をいただきました。また、事務事業の更なる見直し等による歳出削減と、地域経済の活性化対策の推進や収納率向上の取り組み強化などによる町税の増収を図るとともに、遊休状態にある公有財産の効果的活用等によって自主財源を確保するなど、財政健全化に向けた更なる行財政改革の取り組みが必要であるとしています。

本大綱では、この答申の趣旨を踏まえ、時代に相応しい公共サービスの実現に向けた取り組みを推進していきます。

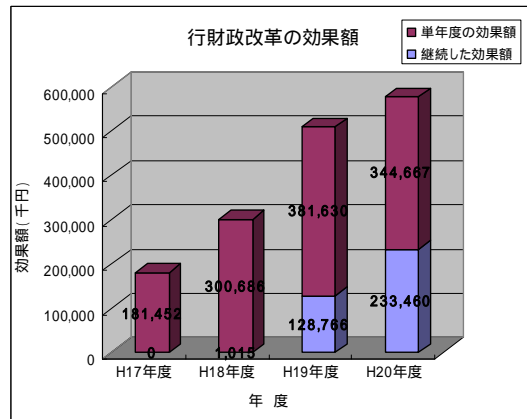
隠岐の島町行財政改革大綱（第1次大綱）の進捗状況 平成21年11月現在

効果額の推移

単位:千円

年度	後年度 継続した効果額	単年度効果額	年度効果額
H17年度	0	181,452	181,452
H18年度	1,015	300,686	301,701
H19年度	128,766	381,630	510,396
H20年度	233,460	344,667	578,127
計	363,241	1,208,435	1,571,676

試算額

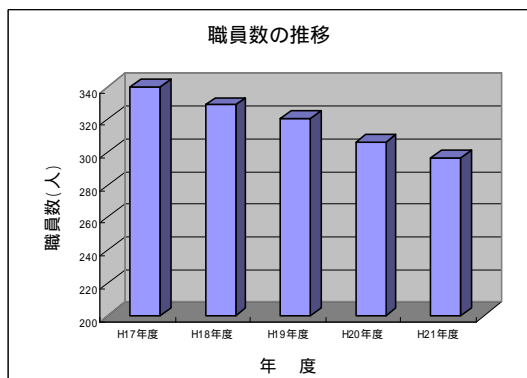


職員数の推移

単位:人

年度	職員数	前年度比
H17年度	340	
H18年度	329	11
H19年度	321	8
H20年度	306	15
H21年度	297	9
対17年度比		43

4月1日現在

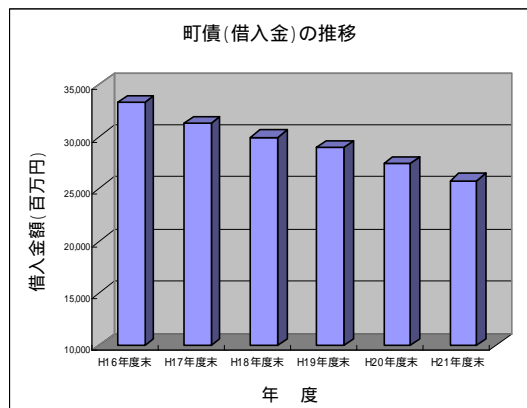


町債(借入金)の推移

単位:百万円

年度	起債残高	前年度比
H16年度末	33,263	
H17年度末	31,294	1,969
H18年度末	29,983	1,311
H19年度末	28,977	1,006
H20年度末	27,396	1,581
H21年度末	25,801	1,595
対H16年度比		7,462

H21年度末は予定額



第3章 基本方針

1. 改革の目的

「第2次行財政改革大綱」は、「第1次大綱」で最優先に掲げた危機的財政状況からの脱却に基づく量的改革の考え方を継承しながらも、新たに行政の質に焦点をあて、経営的な視点に立った行政運営への転換を図っていくことで、町政の基本指針である「隠岐の島町総合振興計画」に掲げたまちづくりビジョンをより効率的に推進するとともに、「自主・自立のまちづくり」を実現していくことを目的とします。

2. 改革の柱

上記の目的を達成するため、次の3点を改革の柱に定め行財政改革に取り組みます。

(1) 公共サービスの改革 ~時代に相応しい公共サービスの実現に向けて~

今日の複雑・多様化する新しい行政需要に柔軟に対応していくため、「役場は町内最大のサービス産業」との認識のもと、現在行われている公共サービスの質的改善を図るとともに、これまで行政が提供していたサービスを改めて検証し、住民、団体、企業等、多様な担い手が公共を支え合う社会の実現に向けて取り組みます。

また、地域住民と行政との「協働によるまちづくり」をより一層推進させるため、住民と行政が情報を共有し、そして双方の役割分担を認識しながら、既存の住民参加システムの更なる充実を図ります。

このため、以下の方針を基本に取り組みます。

公共サービスの質的改善と役割の見直し
住民と行政との情報共有化と協働の推進
民間力・地域力の活用及び活性化の推進
外郭団体等の見直し
広域行政等の連携強化及び実施事業の見直し

(2) 行政運営の改革 ~町の施策を着実に実行できる体制の確立に向けて~

常に全体の奉仕者としての自覚と責任感を持ち、住民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するとともに、これまで以上にコスト意識やスピード感をもった職員の育成に努めます。

また、隠岐の島町総合振興計画を着実に具現化するため、役場組織の見直しや経営的な視点に立った行政運営への転換を図ります。

このため、以下の方針を基本に取り組みます。

職員の意識改革と能力向上
行政組織の見直しと人事管理の適正化
総人件費の抑制
経営的視点に立った行政運営への転換
地域経済の活性化に向けた積極的支援

(3) 財政構造の改革 ~ 将来にわたり持続可能な財政構造への転換に向けて ~

プライマリーバランスのとれた収支均衡型の財政構造を確立するため、財政計画に基づいた中長期的な視点に立った財政運営に努めるとともに、公有財産の効果的活用や町税等の徴収体制を強化するなど、更なる行財政改革の取り組みにより財政収支の改善を図ります。

また、「公共サービスの改革」、「行政運営の改革」との一体的な取り組みにより、持続可能な財政構造への転換を目指します。

このため、以下の方針を基本に取り組みます。

計画的な財政運営の推進
財源の確保
公有財産の整理及び有効活用
補助金の効果的活用と透明性の確保
新公会計制度等の導入及び活用

3 . 改革の期間

第2次隠岐の島町行財政改革大綱は平成22年度を初年度とし、平成26年度までの5年間を推進期間とします。

4 . 推進体制

本大綱に基づく行財政改革を計画的に推進するため、具体的な取り組みや数値目標等を掲載した実施計画を速やかに策定し、必要に応じて見直しを行いながら、町長を本部長とする行財政改革推進本部を中心に全庁一丸となって行財政改革に取り組みます。

また、毎年度、行財政改革の推進状況を点検し、民間有識者等により構成される行財政

改革推進審議会に適宜報告を行い意見・提言等をいただきながら、着実に行財政改革を推進します。

なお、行財政改革の推進状況等については、町の総合誌やホームページ等を通じ、広く住民に公表します。

《第2次大綱の概要》

改革の目的

- 「自主・自立のまちづくり」の実現
- 「隠岐の島町総合振興計画」に掲げたまちづくりビジョンの効率的な推進

改革の3つの柱と具体的な取り組み方針

1. 公共サービスの改革 ~時代に相応しい公共サービスの実現に向けて~
 - (1) 公共サービスの質的改善と役割の見直し
 - (2) 住民と行政との情報共有化と協働の推進
 - (3) 民間力・地域力の活用及び活性化の推進
 - (4) 外郭団体等の見直し
 - (5) 広域行政等の連携強化及び実施事業の見直し
2. 行政運営の改革 ~町の施策を着実に実行できる体制の確立に向けて~
 - (1) 職員の意識改革と能力向上
 - (2) 行政組織の見直しと人事管理の適正化
 - (3) 総人件費の抑制
 - (4) 経営的視点に立った行政運営への転換
 - (5) 地域経済の活性化に向けた積極的支援
3. 財政構造の改革 ~将来にわたり持続可能な財政構造への転換に向けて~
 - (1) 計画的な財政運営の推進
 - (2) 財源の確保
 - (3) 公有財産の整理及び有効活用
 - (4) 補助金の効果的活用と透明性の確保
 - (5) 新公会計制度等の導入及び活用

第4章 具体的な取り組み方針

1. 公共サービスの改革

(1) 公共サービスの質的改善と役割の見直し

住民満足度の高い公共サービスの質的充実を図るため、行政手続きの簡素化、迅速化、利便性の向上について住民の視点に立った見直しを行います。特に、気軽に気持ちよく訪れることのできる役場づくりを目指して、来客に対してのマナーアップに関して全庁あげて取り組みます。

また、住民参加により、これまで行政が提供していたサービスを改めて検証し、住民、団体、企業等、公共の分野において多くの担い手が各自の能力を活かして活躍できる社会の実現を目指します。

【重点取組】

役場窓口サービスの充実
住民参加による事業点検の実施

(2) 住民と行政との情報共有化と協働の推進

情報を受ける側に配慮した効果的な情報提供の手法を検討するなど、住民と行政とがより情報を共有できる環境づくりに努めます。

また、隠岐の島町まちづくり基本条例の理念に基づいた住民主体のまちづくりを推進するために、本町における協働のあり方や進め方を明確にし、住民参加の促進と地域との協働による行政運営の仕組みづくりに努めます。

【重点取組】

協働のあり方及び推進体制の明確化

(3) 民間力・地域力の活用及び活性化の推進

住民参加による公共サービスの点検の結果等を参考にしながら、民間が有するノウハウ等を活用し、効果的かつ効率的な公共サービスの提供が図れるものについては、民間への移行、民間委託等を積極的に進めていくとともに、指定管理者制度導入の成果・課題等を検証し、住民への更なるサービス向上が図れるよう、事業者が力を発揮しやすい仕組みを構築します。

また、住民自らが地域の課題等を解決しながら活気あるまちづくりに取り組んでいくために、まちづくりや地域の自主的な活動を行う住民や団体に対して、適切な支援を行うための新たな補助・支援制度を整備します。

【重点取組】

各種業務、公の施設の民間委託・運営の推進
まちづくり支援制度の拡充

(4) 外郭団体等の見直し

外郭団体等を取り巻く環境の変化を踏まえ、外郭団体等が実施している町の補助事業や委託事業について、それら事業そのものの必要性、それら事業を各団体が実施する必要性等について再検証を行い、町の関与のあり方を明らかにすることで、各団体の運営の自立性や透明性の向上を促進します。

【重点取組】

町と外郭団体等との関係の再検証

(5) 広域行政等の連携強化及び実施事業の見直し

医療・福祉などをはじめとする町域を越えた事務事業は、現在隠岐広域連合で実施していますが、その他の観光振興や産業おこしなど、隠岐圏域4カ町村が協力して取り組むことで今以上の効果が期待できる事業について、新たな広域行政における協力体制を構築します。

また、現在隠岐広域連合で実施中の事業全体について再点検し、将来の方向性や対応を検討するとともに、引き続き隠岐広域連合に対して積極的に行政改革の提言を行います。

【重点取組】

観光振興・特産品開発・ジオパーク登録等の事業推進における協力体制の強化

2. 行政運営の改革

(1) 職員の意識改革と能力向上

住民ニーズの多様化や地方分権による権限委譲の進展により業務量が増加傾向にある中においては、職員の一人ひとりが常に住民の視点に立ち、より効率的な行財政運営に取り組んでいくことが求められています。

この点を踏まえ、職員研修の充実や現在試行中の人事評価制度を整備し、コスト意識やスピード感をもって職務を遂行する職員の育成に努めます。

【重点取組】

研修プログラムの充実

人事評価制度の整備

(2) 行政組織の見直しと人事管理の適正化

隠岐の島町総合振興計画に掲げられた政策・施策を着実、かつ効果的に推進するとともに、限られた行政資源（職員・財源）で最大の行政効果が発揮できる、簡素で機動性の高い行政組織体制を構築します。見直しにあたっては、特に、起業支援、特産品のブランド化や市場開拓を推進する部門の組織強化を図ります。

また、支所・出張所については、住民の利便性に配慮しながら、改めてその役割や本庁との機能分担を検討し、住民に分かりやすく、利用しやすい支所・出張所の実現に向けて取り組みます。

【重点取組】

行政組織機構の再編

(3) 総人件費の抑制

平成17年度からの行財政改革の取り組みにより構造的な財源不足の縮小に努めてきましたが、依然として本町の財政状況は厳しく、また、合併特例法による地方交付税の加算交付が段階的に減額される平成27年度以降、財政状況が更に悪化することが懸念されることから、引き続き総人件費の抑制に努めます。

職員定数については、行政組織の見直し、民間活力の活用、事務処理の効率化を図る中で、新たな職員数の数値目標を設定し、計画的に職員定数の適正化を進めます。

また、特別職及び職員の給与については、民間給与との格差に配慮するとともに、町

の財政状況や国の給与制度の見直しを踏まえながら適正化に努めます。

【重点取組】

「職員定数適正化計画」の策定

(4) 経営的視点に立った行政運営への転換

隠岐の島町総合振興計画に掲げた施策を効率的・効果的に実施していくため、外部評価の導入も含め現在実施している事務事業評価システムの更なる充実を図ります。

また、隠岐の島町総合振興計画に掲げた施策を達成するために、各施策が目指すべき数値目標を設定し、施策の進捗状況やその効果が把握できる仕組みを構築するなど、経営的視点に立った行政運営への転換を図ります。

【重点取組】

事務事業評価システムの充実

総合振興計画の各施策についての目標値設定と進行管理の徹底

(5) 地域経済の活性化に向けた積極的支援

依然として厳しい経済状況が続き地域経済への深刻な影響が懸念される中、本町においては地域経済の活性化や雇用状況の改善を図るため、産業の育成や創出等の施策を推進していくことが強く求められています。

このことを踏まえ、地域経済活性化の向上に向けた取り組みを行う地域の企業や団体に対して力強く後押ししていくための新たな補助・支援制度を整備します。

【重点取組】

産業の育成や創出を推進するための補助・支援制度の整備

3. 財政構造の改革

(1) 計画的な財政運営の推進

隠岐の島町総合振興計画に基づく諸施策の推進を着実に支えていくため、中長期的な視点に立った計画的な財政運営に努めます。また、財政指標等の目標値を掲げ、時代の変化に柔軟に対応できる持続可能な財政基盤の確立を目指します。

【重点取組】

財政指標等の目標値の設定

(2) 財源の確保

プライマリーバランスのとれた収支均衡型の財政運営を実現するため、産業の育成や創出を促進し地域経済を活性化させるなど税収増につながる施策を展開するとともに、更なる徴収体制の強化により収納率の向上を図ることで、町税等の増収を目指します。

【重点取組】

町税等の徴収体制の強化

税収増につながる施策の展開

(3) 公有財産の整理及び有効活用

町が保有する公有地・施設などの財産について、公共性・地域性・設置目的・使用頻度・維持管理経費など多方面から検討を加えて見直し、現状維持、賃貸、売却、統合、廃止などの方向付けを行ない、効果的な利活用が図れるよう検討します。また、施設を廃止する場合は、跡施設の有効活用についても併せて検討します。

【重点取組】

公有財産の有効活用の研究・検討

(4) 補助金の効果的活用と透明性の確保

公平性・透明性の確保や行政効果を向上させるため、特に、団体への運営費補助金、高額補助金及び高率補助金を中心として、その必要性を精査するとともに、算定基準の明確化や必要に応じて制度の見直しを図ります。

【重点取組】

補助金の精査及び算定基準の明確化

(5) 新公会計制度等の導入及び活用

「地方公共団体財政健全化法」や「新公会計制度」に基づき、町財政の状況に関する貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の「財務諸表4表」

を作成し積極的に公表するとともに、行財政改革の推進に活用します。

【重点取組】

「財務諸表 4 表」の公表及び有効活用